

琴平町児童クラブ利用のご案内

琴平町では家庭において養育が困難な場合、子どもたちが安全で安心した居場所を確保するために、「琴平町児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）」を実施しています。

放課後子ども教室との大きな違いは、利用に就労等の要件があること、夏休みなど長期休業中に開室すること、弁当が必要であること、利用料が必要となることです。

琴平町児童クラブ利用について

1. 児童クラブとは

（１）目的

児童クラブは、家庭における養育が困難な児童の増加に対応し、児童が自ら学び自らの判断と責任において生きる力を養い、その健全な育成を図ることを目的としています。

（２）指導育成方針

児童クラブでの指導は、児童の現状を理解し、個別的、集団的に行います。

具体的には、次のとおりです。

- ① 家庭生活及び社会生活を営む上で必要な規律、礼儀、健康、安全等の基礎的生活習慣の習得を図る。
- ② 望ましい友人関係の助長、互助、協力等の態度の育成を通して、道徳性、社会性、自立の精神を養う。
- ③ 人に優しい人間関係の重要性を認識させると共に、家庭的な雰囲気の中で豊かな情操を養う。
- ④ 家庭学習と同様の広い意味での学習の基礎を養う。

（３）実施主体

琴平町教育委員会

2. 開室日や時間について

（１）開室日

土曜日、長期休業中（春・夏・冬休み）、振替休業日、終業式など給食がない日

※振替休業日とは日曜日に学校行事があり、月曜日に学校が休みになった場合などの月曜日のことです。

※新入生の方も４月１日から始業式の前日まで利用できます。始業式の日以降の平日は放課後子ども教室の実施日となるため、児童クラブは休室となります。

（２）休室日

日曜日、祝日、８月１３日～１５日、１２月２９日～翌年１月３日

教育委員会が指定する日（警報や感染症等で学校が休みになった日など）

(3) 開室時間

通常午前8時～午後6時まで

終業式など、登校日に開室の場合は下校時刻から午後6時まで

※1日を通して利用する場合は、必ず弁当を用意してください。

(4) 実施場所

各小学校（利用する子どもの人数によっては、1か所の学校）

場所の変更がある場合は、事前に出席予定表に記載しますのでご確認ください。

(5) 一日のプログラム

午前8時から → → → → → 午後6時まで								
持ち物の 整理出欠 確認	学習	室内外 遊び	昼食	休息	室内外 遊び	学習	帰りの会 清掃	帰宅

※児童クラブでは、学習を行う習慣を付ける指導はしますが、一般的な塾のようなことは行いません。

集団生活の中では、友達同士のトラブルや突発的な怪我などが発生する場合があります。
安全管理上、最善の対応に努めてまいりますが、ご理解いただきますようお願いします。

3. 利用の申請等

(1) 対象児童

琴平町立小学校に就学する、第1学年から第6学年までの児童であり、保護者等が次のいずれかに該当するもの。

- ① 保護者等が労働のため家庭を留守にしていることが常態である児童。
- ② 保護者等が疾病、出産その他やむを得ない事情にあり長期間保護を受けられない児童。
- ③ 同一世帯内の祖父母等が、保護できない児童。

※利用を希望する期間内でも、児童を保護できる方が居る日は、児童クラブの利用ができません。

※出席者の人数が多くなる場合は、利用できる学年を制限する場合がありますのでご了承ください。

(2) 利用承認申請と受付時期について

新年度より児童クラブの利用を希望される方の受付期間は以下のとおりです。

新一年生・在校生・・・令和7年2月21日（金）

申込書類配布場所・・・琴平町教育委員会・各小学校児童クラブ
琴平町ホームページ

申込先・・・【新規】琴平町教育委員会

【継続】琴平町教育委員会・各小学校児童クラブ

年度途中の申込みは、教育委員会で随時行います。

現在ご利用の方で引続きご利用の場合も、年度の更新に伴い申請書類の提出が必要です。
長期休業期間のみに利用する場合の受付は、各長期休業が始まる2ヶ月前（期限厳守）までです。

※期限後の提出は、許可できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 利用の許可について

【新規】

令和7年度より新規受付の方のみ、申請書類提出時に教育委員会で面談を行うことになりました。

面談後に教育委員会に提出された児童クラブ利用申請書の内容を審査し、利用を許可したときは児童クラブ利用許可通知書を、許可しないときは児童クラブ利用不許可通知書を、申請を行った保護者に送付します。

なお、提出時に面談が行えない場合は、別日で行っていただきますのでご了承ください。

【継続】

教育委員会に提出された児童クラブ利用申請書の内容を審査し、利用を許可したときは児童クラブ利用許可通知書を、許可しないときは児童クラブ利用不許可通知書を、申請を行った保護者に送付します。

(4) 出席の停止等

次のいずれかに該当するとき、教育委員会は児童クラブへの出席を停止、又は利用の承認を取り消す場合があります。

- ① 性行不良であって他の対象児童の活動の妨げになると認めるとき。
- ② 正当な理由がなく長期間にわたって児童クラブを利用しないとき。
- ③ 疾病その他の事由により、集団生活に適さないと認められるとき。
- ④ 第7条第1項の申請に虚偽があることが判明したとき。
- ⑤ 正当な理由がなく利用料等を滞納したとき。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの管理運営上支障があると認めたとき。

(児童が児童クラブの物を壊す、他の児童や指導員に怪我を負わせるおそれがある等、危険な行為をする。)

(5) 利用の中止と休止について

児童クラブを利用する必要が無くなり中止や休止をする場合は、必ず前月末までに各児童クラブへ中止・休止届出書を提出してください。

利用期間終了後や中止・休止届出書を提出した後に利用する場合は、再度児童クラブ利用申請書の提出が必要です。

注意) 利用期間や時間、住所や氏名、保護者の勤務先変更など、児童クラブ利用承認申請書提出後に記載事項や添付書類に変更があった場合は、必ず教育委員会まで連絡し、速やかに新しい必要書類を提出してください。

4. 利用上の注意点

(1) 保護者等の送迎について

児童クラブを利用する児童の保護者等は、当該児童の安全を図るため、児童クラブの利用に際しては、送迎の責務を負うものとします。

※必ず開室時間内でのお迎えをお願いします。

(2) 傷害保険について

児童クラブは、学校の管理下を離れますので学校保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付）の適用は受けられません。傷害保険（スポーツ安全保険）に加入して頂く必要があります。保険は放課後子ども教室・こんぴら子ども塾の方で加入を行っているため、いずれかに入っていただく必要があります。（加入の際、年間の保険代として1000円をお預かりしています。ただし、すでに放課後子ども教室やこんぴら子ども塾の申込みをされている方は、再度保険代のお支払いをされる必要はありません。）

(3) 保護者への連絡等

年度途中での児童の指導・育成、児童クラブの運営上必要な事項については、文書または指導員が口頭でご連絡します。

緊急時などの連絡については、LEBER（リーバー）アプリによりお知らせします。

利用月の前月、または長期休業期間の前に出席予定表を送付します。出席がない場合でも必ず提出をお願いします。

5. 利用料等について

(1) 児童クラブ費

月ごとに上限が決まっており、臨時利用で上限に満たない場合は1日 700 円×利用日数で算定します。

(日利用する場合)

利用区分	利用料
1 回	1 日利用料 700 円
	半日利用料 350 円

(月ごとの上限額)

利用区分	利用料上限額
5 月・6 月・9 月・10 月・11 月・2 月	月額 3,000 円
4 月・7 月・12 月・1 月・3 月	月額 4,000 円
8 月	月額 10,000 円

その他必要経費は別途集金します。集金方法等については、各児童クラブの指導員からご説明します。

(2) 減免について

以下に該当する場合は減免対象となります。減免を希望の場合は申請時にお問い合わせいただき、児童クラブ利用者負担金減免申請書をご提出ください。

①同一世帯から2人以上の児童が利用する場合

同日に利用した場合のみ、2人目以降の児童に係る利用料については半額になります。

②琴平町児童生徒就学援助費の認定を受けている世帯

(3) 利用料の支払方法

各月ごとに一ヶ月の利用回数を計算して翌月に納付書をお送りしますので、毎月20日までに、琴平町指定納入場所により納入していただきます。

- ・20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までに納入して下さい。
- ・納入に遅れがないようにお願いします。

(対象児童の保護者が正当な理由が無く利用料等を滞納したときは、利用許可の停止及び取消しをする場合があります。)

◆お問合せ先

琴平町教育委員会

TEL 0877-75-6715